

CBCC訪欧CSR対話ミッション 団 長 所 見

公益社団法人 企業市民協議会 (CBCC)
会 長 二 宮 雅 也

訪欧 CSR 対話ミッションの概要

11月6日(日)から13日(日)にかけて、CBCCのCSR対話ミッションの団長として、ブリュッセル、パリ、ロンドンの欧州3都市を訪問した。私にとっては、本年1月のCBCC会長就任後、初めてのCSR対話ミッションであった。

欧州はCSRに関する概念や基準づくり等で世界をリードしており、グローバルに事業活動を展開する日本企業にとって、CSRに関する欧州の動向から目が離せない。また、欧州におけるCSR政策形成には、マルチステークホルダー・プロセスを通じて、経済界はもちろんのこと、NGOや労働組合も深く関与しており、彼らの影響力は日本におけるそれをはるかに上回るとされている。そのため、欧州におけるCSRの動向を把握するにあたっては、彼らの考え方に直接触れることも重要である。

そこで今回のミッションでは、欧州のCSR政策担当者のみならず、企業・経済団体、NGO、機関投資家、ESG評価機関等、多様なステークホルダーと対話を行い、欧州におけるCSRをめぐる最新動向を探った。同時に日本企業のCSRに対する考え方および取り組みについても発信に努めた。

以下、各会合を振り返りつつ、今回のミッションの成果および団長としての所見を記す。

1. ビジネスと人権：CSRに関する欧州の最大の関心事

数々の対話を通じて、欧州では現在、政策担当者も企業もNGOも、ビジネスと人権に関する問題をCSRにおける最も重要な課題の一つと捉えていると感じた。

ビジネスと人権に関しては、2011年に国連人権理事会で採択された「ビジネスと人権に関する指導原則」が国際的な規範として重視されている。同原則は、企業には「人権を尊重する責任」があるとして、企業に対し、組織内部やサプライチェーンにおける人権侵害の発生を防止するための「人権デューデリジェンス」¹を推奨しており、OECD多国籍企業行動指針やISO26000といった他の

¹ 自社および自社のバリューチェーンにおいて人権を尊重した経営が行われているかどうかを内部検証する一連のプロセスのこと。

国際的な規範も、人権に関しては同原則を踏まえたものとなっている。

今回のミッションでわれわれは、欧州委員会で CSR 政策を統括する成長総局 (DG Grow) と、EU と諸外国との通商・貿易に関連した CSR 政策を所掌する貿易総局 (DG Trade) の両局それぞれと個別に対話した。彼らからは、「ビジネスと人権に関する指導原則」を受けて、責任あるサプライチェーン・マネジメントや人権デューデリジェンスに留意しながら CSR 関連政策を立案しているとの説明を受けた。また、実際に欧州企業でも、多国籍企業を中心に人権デューデリジェンスの確立および実施を進めているとのことであった。

一方、2013年にバングラデシュのダッカ近郊で発生した「ラナ・プラザ事故」²を契機に、欧州の市民社会からも、特に、サプライチェーンにおける人権への配慮を求める声が高まっている。2015年のG7サミット(於：ドイツ・エルマウ)首脳宣言で、「責任あるサプライチェーン」として、民間部門に人権デューデリジェンスの履行を要請するとの内容が盛り込まれたこともあり、われわれがブリュッセルで対話した NGO の ECCJ (European Coalition for Corporate Justice) は、国連の指導原則を超えて企業に「人権を尊重する義務」を課すべく、人権デューデリジェンスの法制化を強く主張していた。彼らは、欧州企業に対して人権デューデリジェンスの実施を強く求める一方、マルチステークホルダー・プロセスを通じて人権デューデリジェンスの法制化を欧州委員会や各国政府に働きかけているとのことであった。

2. スマートミックス：法規制による義務づけと自主的な取り組みをめぐる議論

現在、欧州委員会は、2011年に発表した CSR の政策パッケージである「新 CSR コミュニケーション (新 CSR 戦略)」に基づき、企業の責任あるビジネスを促進する観点から、紛争鉱物規制や非財務情報開示指令など様々な法規制を整備している。成長総局および貿易総局の担当者からは、そうした法規制案の策定および CSR 関連政策の立案に際して「スマートミックス」を重視しているとの話があった。「スマートミックス」とは、法規制を通じた義務的措置と企業の自主的な取り組みを促す措置とをバランスよく組み合わせる手法を意味する言葉である。

今回、われわれはこの「スマートミックス」のバランスが法制化に傾きつつあることを実感した。特に、ビジネスと人権に関する分野でこの傾向は顕著であり、前項でも記したように、NGO からは人権デューデリジェンスの法制化を求める声が上がっている。彼らは、「スマートミックス」ですべての企業が人権を尊重するようになれば良いが、様々な企業がある中で「スマートミックス」

² 2013年4月、ダッカ近郊のサパールで縫製工場等が入居していた商業ビル「ラナ・プラザ」が倒壊し、死者1,100名超、負傷者2,500名超を出した事故。NGO等は、サプライチェーンにおいて劣悪な労働環境が常態化し、放置されていたことが原因として多国籍企業の行動を問題視。

は必ずしも機能しておらず、法規制によってしか、すべての企業が透明なかたちで人権尊重の責任を果たすようにはならないと主張している。こうした NGO の声も背景として、フランスでは、人権デューデリジェンスなどサプライチェーンにおける人権対応を義務化し、違反者に対して重い刑事罰を課すことを定める法律が近く制定される見込みとの話も聞いた。

このように、法規制化に向けた動きが強まりつつあることは、経済界としては大いに懸念するところであり、実際、今回対話した欧州企業や MEDEF（フランス経団連）などからも懸念が表明された。自主的な取り組みこそが企業責任の実効性を高めるということを、企業は自らの行動と実績をもって示す必要がある。そのためにも、わが国企業の自主的な行動の規範である「経団連企業行動憲章」を、「ビジネスと人権に関する指導原則」や、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」といった新たなグローバル規範を取り込んだものへと改定し、憲章のさらなる浸透を通じて日本企業の責任ある行動をリードする必要があると考える。

3. RBC : 「責任ある企業行動」という概念

OECD（経済開発協力機構）では現在、CSR（Corporate Social Responsibility）に替わる新たな用語として「RBC」（Responsible Business Conduct、責任ある企業行動）を提唱、その普及に努めている。実際に、欧州委員会でも RBC と CSR を併用しており、MEDEF（フランス経団連）も最近、CSR 委員会の名称を「RBC 委員会」に変更したとのことである。

CSR という言葉自体、欧州が生み出し、世界中に広まったものであるが、なぜここへきて RBC という新たな用語を使うようになってきているのか。OECD との対話の中で、RBC とは何か、RBC と CSR とはどこが異なるのかを訊ねたところ、RBC とは、欧州における CSR の定義と同じ概念であるとの回答であった。ただし、アジアなどでは CSR という用語とフィランソロピー、つまりは寄附や社会貢献的な活動という狭い認識で語られてしまうことが多いことから、コーポレート・ガバナンスや人権に関する責任はもとより、汚職防止や公正な競争、税に関する責任等も包含する概念ということを明確にするため、あえて新たな用語である RBC を提唱しているとの説明があった。われわれとしても、このやりとりを契機に、あらためて、CSR とは企業が環境や社会に与えるインパクトに対する責任であり、製品・サービスや事業プロセスの中に環境・社会に対する配慮を組み込む、というその本質を再認識することができた。

また OECD では、RBC を促進すべく、OECD 多国籍企業行動指針の普及活動や、各国政府が適切な政策を実施できるよう OECD として支援する活動などを、特にアジアで重点的に展開しているとのことであった。また、これに関連して、欧州委員会が提唱し、OECD と ILO（国際労働機関）とが実施機関となって 2017 年にも開始される「アジアにおける責任あるサプライチェーン・プログラム」

についても説明を受けた。これは、アジアにおいて責任あるかたちでサプライチェーン・マネジメントがなされるよう、中国、フィリピン、タイ、ベトナム、ミャンマー、さらには日本を対象国として、各国への政策支援や政府関係者への研修、官民人材の育成支援等を行うものとのことだが、具体的な中身はまだ固まっていないとの説明であった。日本については、日本政府や経済界が、他の対象国でのプログラム実施をリードする役割を果たしてほしいとの話があった。

4. SDGs : 「持続可能な開発目標」に対する日本と欧州の対応

今回のミッションでは、2015年に国連で採択されたSDGs (Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標) が、欧州においてどのように捉えられているか、またSDGsの達成に向けて欧州委員会や各国政府、企業等の各主体がどのように取り組んでいるかということも、テーマの一つであった。

ブリュッセルでは、CBCCと在欧日系ビジネス協議会(JBCE)³、そしてCSRヨーロッパ⁴の3者で「日欧CSRビジネスダイアログ」を開催し、SDGs達成に向けた企業の役割について、日本と欧州の企業同士、率直な意見交換を行った。民間同士の会合ではあったが、欧州委員会や日本の経済産業省からも担当者が出席し、翌日に開催された日欧政府による産業政策対話CSRワーキング・グループ会合へ有意義なインプットを行うことができたと考えている。また、パリではフランスの世界的な製薬メーカーであるサノフィ(Sanofi)社と会合を持ち、同社のSDGsに対する方針や取り組みについて理解を深めた。

これらの会合から、日欧双方の企業とも、先進企業ではすでにSDGsに掲げられた17の目標を自社の経営戦略に組み込み、着々と取り組みを進めていることが確認できた。また、SDGsの達成には企業によるイノベーションが最も重要であるという点でも日欧双方の認識は一致していた。

これに対して、双方の政府(日本政府・欧州委員会)におけるSDGsへの取り組みは、ようやく本格化してきた段階である。わが国においては、2016年5月に安倍総理を本部長とする「SDGs推進本部」が発足、オールジャパンでSDGsの目標達成に取り組むことになった。また、日本政府として、経済界、労働界、市民社会、学識経験者等のマルチステークホルダーで構成される「SDGs推進円卓会議」での議論をもとにSDGsの実施指針を策定し、2016年12月22日に公表した。一方、欧州委員会では、ティーマンス筆頭副委員長のもとでSDGsに対する考え方や対応案が検討されているとのことで、近くSDGsに関する政

³ 1999年に設立された非営利団体で、在欧日系企業を代表する立場から、提言等を通じて欧州の政策立案に関与。製造業を中心に幅広い産業の会員を有し、会員数は2016年2月現在76社。

⁴ 欧州を代表するCSR推進団体。在欧日系企業を含む53の多国籍企業を会員とし、欧州各国に45のパートナー団体を持つ。欧州委員会に対するロビイングや会員へのコンサル、研修等を実施。

策文書（「コミュニケーション」）を発表する予定との話を聞いた。欧州委員会は、その後の 2016 年 11 月 22 日、持続可能な開発を達成するための戦略的なアプローチを公表した。ただし、具体的な政策への落とし込みについてはこれからのようであり、CSR 関連政策を統括する欧州委員会成長総局の担当者は、SDGs の重要性については十分認識しているが、まずは紛争鉱物規制案や非財務情報開示指令案など、現在進めている CSR 関連法規制の整備を優先的に実施すると説明した。

CBCC では今年度、日本企業の SDGs への理解を深めるとともに、目標達成に向けた取り組みを促すべく、様々なステークホルダーとの会合を開催するなどの活動を行っているが、欧州企業の対応は日本企業にとっても参考になるものであり、今後も、日本からの積極的発信も含め情報交換を密にしていきたい。

5. SRI、ESG⁵：投資を通じた CSR の推進

昨年の GPIF（年金積立金管理運用独立行政法人）による UNPRI（国連責任ある投資原則）署名に見られるように、近年、わが国では、機関投資家が SRI（Socially Responsible Investment、社会的責任投資）や ESG 投資を通じて、企業に対し CSR の実践や推進を求める動きが高まっている。欧州委員会をはじめとする様々な主体も、日本でのスチュワードシップ・コードやコーポレートガバナンス・コードの実施にみられる、政策手法を用いた長期投資および企業と投資家の対話促進の動きに注目しているとのことであった。

われわれが対話したフランス公務員退職年金補完基金（ERAFP）からは、機関投資家としては比較的小規模であるものの、長期株主であるとの自覚と責任を持ち、SRI 憲章を制定してこれに基づき投資方針を決定しているとの説明を受け、それが欧州にも共通した傾向であることを認識した。なお、投資を通じてのみならず、株主として、議決権の行使を通じて企業に実際の行動を促しているとの説明があった。

また、FTSE Russell では、近年の環境をテーマとしたグリーンボンドの急増に象徴されるように、従来の株式取得を通じたサステナブル投資だけでなく、債券投資が地球規模の課題解決への投資手法として注目されているとの説明が、様々な事例やデータの提示とともにあった。発行主体の多様化や企業による起債の増加といった変化に加えて、環境だけでなく水や農業など SDGs の各目標に関するテーマも増えつつある。投資の世界でも続々とイノベーションが起きており、今後も注目していく必要があると感じた。

6. 2020 年東京オリンピック・パラリンピック：サステナビリティへの配慮

⁵ 企業の環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）面での行動や取り組み状況を重視して行う投資行動。

2020年の東京オリンピック・パラリンピック大会開催まであと4年となり、競技施設などの建設・整備や各種資材の調達、大会の運営を支える各種社会インフラやシステムの整備・構築、人材の確保および育成など、大会の成功とレガシー（遺産）の形成に向けて、日本企業の取り組みもいよいよ本格化し始めている。今回、2012年オリンピック・パラリンピック大会が開催されたロンドンを訪問するという事で、ミッション団員の多くから、ロンドン大会の経験と反省を来るべき2020年東京大会に生かすべく、関係者から話を聞きたいとの要望が寄せられた。そこで、ロンドン大会の際に設置された第三者によるモニタリング機関である「持続可能なロンドン2012委員会」のショーン・マッカーシー元議長を訪ね、サステナビリティへの配慮という観点からのロンドン大会の各種経験について話を聞いた。同氏との対話を通じて、来るべき東京大会では日本の高い技術や、イノベーションに裏打ちされた持続可能な都市づくり、人権や環境に十分配慮した調達ならびに建設などに世界が注目し期待していること、また、何を未来へのレガシーとして残すかという視点を忘れてはならないということ、あらためて認識することができた。

おわりに

今回のミッションは、1週間で3都市を巡る慌しさであったが、一同無事に帰国することができた。私自身は、初めてのCBCCミッション参加であったことから、会合の進行等の面で多少の不安を感じていたが、団員各位の積極的な参加と協力により、それは全くの杞憂に終わった。相手先も十分に準備をしたうえでわれわれとの対話に臨んでくれたことから、各会合とも、議論のポイントが明確かつ具体的であり、大変活発な意見交換を行うことができた。時には当方からの質問が多すぎて予定の時間内では収まりきらず、後日メールで続きを、ということもあったほど、濃密な対話を行うことができた。団員ならびに訪問先各位には、この機会にあらためて感謝の意を表したい。

CBCCでは、今後も毎年CSR対話ミッションを派遣して、海外におけるCSRの動向や最新情報を把握し、会員企業の参考に供する予定である。また、これまでに培った海外の諸団体・諸機関等とのネットワークを通じて、日本企業のCSRへの取り組みを積極的に発信するとともに、日本企業のCSRに対する理解も求めていく考えである。会員各位のCBCC活動へのさらなるご理解・積極的なご参加をお願いして、結びとしたい。

以 上